II 「人文学フィールドワーカー養成プログラム」調査報告

1937–1942年中国における食塩増産政策について

——四川地方塩政の公文書から垣間見る

謝　祺　　東洋史学専門　博士後期課程2年

1．背景

中華民国時期の中国塩業は政府による管制を受け，重要な財源として政府に重視されていた。いわゆる塩政，即ち政府の塩業管制政策は財政の重要な一部であった。四川省は中国の西南部内陸に位置し，井戸の開削により塩分が高い地下水を採集し，加熱するという沿海部の海塩生産とは異なる方法で塩を生産するが，重要な食塩生産地であった。



図1　自貢市現存の塩井である燊海井の塩水採集設備「天車」

民国時代には地方軍閥が四川塩政を支配していたが，日中戦争の勃発をきっかけにして，情況は一変した。先行研究の論述通り：「1937–1938年，沿海部の塩場は相次いで占領され，海塩の来源が断絶し，軍需や民用の食塩供給は後方の塩場に依存せざるを得なかったため，四川塩の地位が急に重要になった。当時の政府の戦時首都は重慶へ撤退し，中国政治・経済の重心も西南部に移転した。したがって塩務総局も四川へ移転し，五通橋・重慶などに駐在し，全国塩務の管理中心となった。」[1]四川塩政の中国塩政中における地位の上昇とともに政府の四川塩業に対する管制も強化され，軍費の不足に応じて食塩産量の増加を促進した。

1948年7月，財政部塩務局長繆秋傑は「十年来の塩政」を発表し，その中で「抗戦以来……販売区の需要に基づき，各生産区の年締めの生産額を規定した上で，様々な奨励と監督方法を設置した。例えば，増産考成規程・融資で塩井設備の援助・廃棄塩井の再開発と新塩井開削の奨励……など，民国二十七年（1938）から増産をはじめ，その後，毎年増産があった。特に四川地区の業績は最高であった。」[2]と増産政策及びその方法を振り返った。これで，四川省の塩業の増産が全国最高になったことが分かる。それに対し，財政当局も一連の増産政策の効果を高く評価した。

日中戦争以前，中国の塩政は明清以来の「官督商銷」の商専売制であった。それは政府が食塩の生産を



図2　採集設備の下にある塩井



図3　生産中の塩竈

監督し，生産業者は塩を政府に販売するしかできない。後に政府により特許の固定な商人に転売し，塩税を課するという複雑な生産・販売・課税制度であった。消費者に対する小売は塩商により運輸・販売を行い，生産業者の竈戸（竈民）の商人との直接の貿易は政府に禁止された。戦争勃発以降，このような塩政体制は財政緊迫に適応できなくなり，政府は生産・販売に対する管制をさらに強化してきた。1942年 1 月，政府は商専売制を廃止して財政部塩務総局の監督の下で完全な政府専売制，いわゆる官専売制を実施し始めた。

2．問題意識

先行研究ではしばしば国家の視点から，増産政策と管制の強化によって財政収入を確保したと論述されてきたが，戦争勃発以降に，増産政策とほぼ同時に行われた管制強化との関連は如何なるものであろうか。管制強化政策と後の官専売との関連は如何なるものであろうか。地方の塩政担当者と塩の生産業者はどのように増産政策と管制強化を受け止めたのか。

本研究は2015年 9 月 3 日－9月27日，四川省現地の史料調査を経て，現地の檔案館（公文書資料館）や大学に保存される民国時期の塩政に関する公文書の中に含まれる四川省北部の重要生産地である三台県の塩場（塩生産管理機関）の公文書を利用して上述の問題について論述を展開する。

3．本論

⑴ 増産融資と塩業者管理の強化

民国後期の中央政府は財政部塩務総局を設置し，各省に省塩務管理局を設置した。四川塩務管理局の下には四川北部に川北塩務管理分局が設置された。管理分局は管轄地域の各塩場を管轄していた。塩場とは塩を生産する工場ではなく，ある範囲（県の場合が多い）の自営の生産業者を管理する塩政機関である。生産業者は竈戸・竈民と呼ばれる。一つの竈は若干の塩井を持ち，自ら生産コストを投入して生産した塩を塩場が設置する塩垣に売る。

塩垣とは官側の食塩生産管理及び備蓄・課税を行う機関である。塩垣という名称は盗難防止のために塩倉を中心として周りに垣を設置していたことに由来する。竈民は生産した塩を塩垣に運輸し，官側に売る。そして官側は塩を商人に転売し，塩税を課して食塩運輸・販売許可証を与える。転売前の塩は塩垣の塩倉に備蓄される。塩垣の管理官を塩垣正とい，副管理官を塩垣副という。

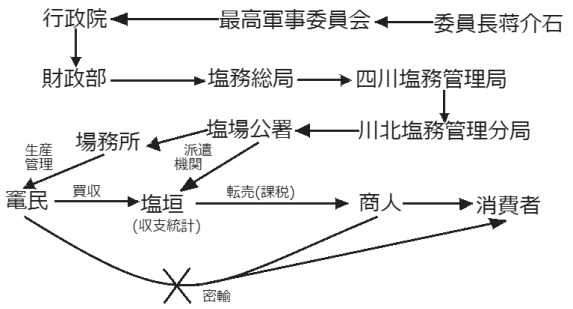


図４　塩政管理組織モデル図

食塩の増産には十分な資本金が必要であるが，巨額の投資を負担できない竈戸が多かった。一部の竈戸はさらに貧困に陥り，援助を必要とした。そこで塩政当局は増産融資を竈戸に提供した。

1937年 9 月 1 日，三台塩場公署は管轄する各塩垣に「融資を塩垣に提供し，竈民の塩を買収する。現在，塩務分局からの指示通り，最近は二万五千元を融資できる。……ただし，融資を始める際に各塩垣正・副が以下の事項を厳守すべし。融資は塩垣により竈民への救済を援助するために用意したものであり……別の用途への流用は禁ずる。金が塩垣に到着したら，到着の日から直ちに塩の価格から一担あたり銀四角の元金と利子を払い戻させる。塩垣は直ちに塩を買収し，転売し，以前のような漫無稽考（散漫，完全に検証出来ない）にならないよう……貸付利子の計算開始と終了の時期は銀行の貸出日と回収日を標準とする」[3]と命じた。そして，黄泥井の塩垣正・副は「貴垣は900元の貸付金を領収すべきだ。……貴垣正・副は確認のため，必ず本月五日に個人の印章を持って本署へ領収に来ること。」[4]という具体の命令を受けた。

上述の史料によれば，塩場公署は竈民に貸付できる資金が確かにあり，竈民に貸す専用資金として別の用途に流用することは禁止された。払い戻し方は塩垣管理官が竈民から塩を購買する際に価格から一担ずつ銀四角の元金と利子を払い戻させるという方法である。即ち，毎回の貿易とともに払い戻している。貸付金の来源は銀行であるが，貸し付ける権限は官側が握っており，竈民が直接に銀行から融資を得ることはできなかった。貸付とともに塩場は貸付を利用し，生産額の把握を強化する意図がある。以前の管理は「漫無稽考」という放任の状態であったが，貸付と払い戻しを通じ，塩垣は生産・転売の塩の数を把握するようにと

塩場公署に要求された。塩垣管理官の貸付金の領収時限は四日だけ，公署の竈民への貸付を早めに実行しようと考えを明らかにした。

生産額を把握するには貿易の際に統計することだけでは十分ではなかった。1938年，三台塩場広利井のある官僚が「この塩垣の貸付を担当する」ことを命じられ，塩場に業務報告を行った。塩場主任の返答は，「報告について了承した。この取り扱いは暫く問題無いと思われるため，貸付を許可する。速やかに実行を催促し，これからつねに厳密な監視を行い，必ず規則に合うように取り扱うこと」[5]というものであった。これから見ると，貸付を用意する際，官側は竈民に対して審査を行い，仮に合格したとしても，その後，長い時間にわたって監視を行った。

川北塩務分局は中央銀行成都分行に対する当座貸越借金の契約書に次のように規定した。「塩の増産を促進するために……資金の担保は川北が徴収する付加税とする……この貸越の抵当は官側が買収した塩とする。……甲方官側は買収した塩を転売して得た金額を直ちに乙方（銀行）に与え，元金と利子を払い戻す……倉庫の毎旬の塩の出入数も乙方に報告する。乙方はいつでも職員を塩倉に派遣して塩倉の保存量を調査できる。……官側の買収の数が増加し，或いは保存地点に変動がある場合，直ちに書面の形で乙方に通知しなければならない。」[6]これによると，貸付の担保は塩税であり，抵当は竈民から買収した塩であった。融資の払い戻しを監督するために銀行側は塩の数量の管理を強化するようにと官側に要求しただけではなく，自らも塩垣の塩の保存数量を調査できる。これらの規程は官側の管理強化の圧力になった。

本来の塩政管理は散漫だったようである。1936年5月30日，三台県塩場公署と税務所は命令に「生産額と税収額を調べたところ，各塩垣が担当する……近月以来の税収額は不足している。額が足りる塩垣もあったが，足りない塩垣が非常に多い」[7]と述べた。これで，戦争以前の税収は額が足りなかったことが分かる。

1937年8月31日，三台塩場公署は黄泥井塩垣正にこのように命じた。「各垣が報告した各竈の密輸を行わない誓約書について，本署が審査した結果，竈の名称と数の誤差が多く見つかった。例えば柳池井は四十一個の竈があるはずだが，誓約書には三十五個だけあり，他の各垣も報告し漏れたところがある。」その後，公署は各塩垣に提出しなかった竈を催促するようにと命じた[8]。これから見ると，公署は各竈民が密輸に従事していたことを知り，竈民に密輸を行わない誓約を要求したが，一部の竈民は誓約を行わなかった。密輸行為が普遍に存在していたことが分かる。

後の9月5日，財政部はこのように命じた。「国家の現在の経済建設事業は全国の復興に関わり，専用の資金を用意せざるを得ない……塩税の項目の下に別の専用資金を増加し，徴収する。……運輸中の塩を含み，全て調査して税金の増加の部分を補う。」[9]これから見ると，密輸防止の強化は戦争勃発以降の全国的な税収増加の一環であり，竈民の塩を官側に全て買収するために行ったのである。

融資以外にも，塩場は生産の困難がある竈民に対し，「もし竈戸が塩を造る際，材料を買う必要があれば，規程に従って出来るだけ塩の買収金を予め支払う。ただし，必ず確実に塩を作ること，また七日以内に産出できることを確認した上で，貸すことができる。」[10]と命じた。この史料で官側が七日以内の短期生産費の立替を用意したことが分かる。

1938年4月8日，三台県塩場公署は各塩垣に「命令に従って，取り扱う案件を速やかに完遂し……時限がある案件は必ず時限を守って完遂し，報告せよ。もし特別な事情があり，時限通り完遂できなかったら，必ずその理由を報告せよ。」[11]と命じた。案件というのはほとんど前述の税金を補うことや増産融資の貸付などのことである。この命令から見ると，これまでの案件の処置は遅延となったケースが数多く，塩政当局は行政効率の向上を努力し，官僚の竈民への催促も更に厳しくなったと考えられる。

⑵ 食塩の生産種類の強制変更

塩税を増収しようとする政府は各地に巴塩の生産停止と高価の花塩を生産すると命令した。命令を下した二ヶ月後，塩場は広利塩井の場務所にこのような質問を出した。「巴塩を花塩に替えて生産する案件について，本署は本年（1940）3月10日の第234号訓令を以て説明書とともに広く宣伝し，時限を定めて生産種類の変更を命令した。しかし，該所により報告された近月の毎旬の食塩数量統計を審査した結果，塩垣が買収した巴塩の数は以前と変わらない。該所が管轄する竈は生産種類を変更したことがあるか否か。もし若干の竈戸がすでに変更したのあれば，残りの各竈は近く変更しようと考えているのか否か。いつ全部の竈が変更を完遂できるか。竈民は鍋を買うには融資が必要か否か。以上の各件……を詳しく調査して報告せよ。」[12]これから見ると，生産種類の変更の命令に従った竈民は

少なかった。塩場は塩垣の統計によってこの事情を把握したが，具体的にどの竈が変更したかは把握していなかった。

従って，塩場は生産の管理を更に強化してきた。調査を推進するとともに増産融資の貸付も更に催促した。その後，生産数量・塩井数量と分布・生産種類以外に生産の各種コストの明細を調査し，図表を制作した[13]。竈の従業員の名簿も制作し[14]，個人情報までの管理も強化してきた。

1940年5月3日，広利井場務所の三台塩場公署からの指示に塩場が以下の情報を把握したことが分かる。「各竈戸の塩垣との距離，塩井開削の時限と数量，各竈の毎月の産量変化，毎月毎旬の税収，使用の薬品の支給数……」[15]増産政策を実行してから三年を経て生産管理の強化は空前の程度に達成した。

竈民に貸し付けた増産融資は塩政当局が銀行から借りた資金である。従って元金と利子を払い戻す必要がある。1940年5月3日，広利井場務所はこのような命令を受けた。「この塩場の増産貸付情況を調べたところ。三十年（1940）4月期限満了の元金・利子の払い戻し明細を制作できた。……明細表に従って早めに徴収する。」[16]本来の払い戻し方は前述のような竈民から塩を購買する際に価格から払い戻させるはずが，期限満了以降また元金と利子を徴収することがあり，払い戻しは順調ではなく，増産もすべて計画通りではなかったことが明らかになった。

官側は生産についての管理を強化したが，竈民の融資の払い戻しの遅延に対し，官側自身の貸付管理も不備がある。塩場公署はこのように場務所を批判した。「この場務所が報告した三十年度の増産貸付金の金額を調べた。詳細な説明のない点が多い……融資の申請書をまだ送付していない者もおり，本署の審査の支障となっている。」それに対し，塩場は「既に生産し始めた竈はすべて申請書を規程通り提出させる。……竈戸に借用書と抵当リストを要求する。……未だ起工していない竈は自分で資金を設け，まず起工し，生産し始めてから，前述の手続きを行う。」[17]と指示した。これから見ると，官側は元来竈戸の個人財産情況を把握していなかったが，貸付を通じてこれから必ず把握するよう情報管理を強化し始めた。融資の申請資料の不備な竈戸と申請しなかった竈戸がいた。これは増産及び増産融資に対して消極的な態度を持つ竈戸がいることの証明だと考えられる。それにもかかわらず官側は全ての竈戸を必ず増産に参加させ，申請書類を後に補充させ，早期に増産を実現しようと努力していた。

⑶　中央政府の強制生産と財政収入の変化

地方塩務局は竈民に貸し付けを行って新設備の購入・新塩井の開削・生産種類の変更などをさせ，自らも生産管理を強化して増産を必死に推進した。その理由は地方塩政当局が生産任務を担っていたからである。1941年4月，川北塩務管理局は各塩場にこのような通知を下した。「塩務総局鹵産銷27号電文を受け，その中には本区の30年度生産額を245万担と規定し……本年度工作計画に加入した。本管理局は行政院及び国防最高委員会に意見を呈示したが，最高委員会は必ず上述の生産計画を尊重し，速やかに生産額を塩場に割り当て確定し，年度内各段階の生産計画を提出するようと命じた。本管理局は様々な事情で，本区の増産には困難があると報告したほか，財政部塩務総局も計画を220万担に変更するよう行政院に提案したが，院は削減しかねると返答した。正式な命令はまだ下さないが，前述の生産額を目標として増産を実現しようと努力すること。」[18]これから見ると，増産の圧力は中央政府から下されていたのである。最高国防委員会と行政院の同意で塩務総局により各地の塩場に割り当てる増産計画に対し，川北塩務管理局は達成が困難であると考え，増産額の削減を求めた。その意見には財政部塩務総局も賛同したにも関わらず，行政院に却下された。中央政府の増産政策を徹底する意欲は明らかであった。従って地方の塩政当局は無理をしてでも増産せざるを得なかった。

このような圧力の下で，増加した産量は塩場に速やかに登記される。例えば，1937年4月25日，三台塩場公署は広利井場務所（塩場が塩生産現場に配置する生産管理事務所）に「暢栄竈は長豊・永盛という二つの新塩井を開削できた。塩分で推測すると，二つの塩井の産量は840担ある。本来この竈の産量は3420担であったため，今は総計4260担になった。直ちに塩産量月報に加入し，竈側に必ず更新した産量総額に従って生産させる。」[19]と命令した。

塩政当局は必死に増産を推進したが，竈民から買った増産の塩を商人に転売しはじめてから，その財政収入を実現できるのである。商人の販売が順調ではない場合は商人が政府から塩を購買する数量も減少することになり，従って政府は竈民から塩を購買する際に投入したコストを回収出来なくなる。財政収入の増加は最終的な販売に関わる。1941年9月，三台塩場評議公所の会議において，ある官僚は次のように述べた。「抗日戦争以来，両淮・長蘆は陥落し，四川の塩場は命令に従って産量を増加してきた。我が三台塩場は新

塩井を開削したり，旧塩井を改善したりと業績が著しいが，増産した塩は順調に販売できずに積まれている。塩の価格も低くなり，資本に食いこむことになった。……現在三台・綿陽……などの塩店では大量の塩が積まれている。……松潘・理県・茂県・汶川などの所では塩が不足しているが……不足というのは巴塩の不足を指すことであり，これらの地域では従来から花塩は販売されなかった。巴塩不足の理由は塩政当局が本来の生産種である巴塩を花塩に変更したためである。」[20] これから見ると，当局がひたすらに産量を増加させた結果，産量は市場需要を超えた。利益をひたすらに追求して生産種を高価な花塩に変更した結果，従来から巴塩を使用してきた地域の需要にも合わず，販売は低迷し，竈民から食塩を購買した政府は大量の塩が転売できず，多少に政府から購入した商人も順調に販売できず，両者とも資本に食いこむことになった。官側が辛うじて実現した増産は財政の増収どころか，損失を得た皮肉な結果となった。

官僚からの増産圧力を受けた竈民の生産状況はどうだったのか。ある一つの例えは，「川北県塩場南路河六属竈民連合会」という塩業者組合は同業者競争のトラブルの中で自分の弱みを世間に訴える広告に「川北の塩民……の資本は少ない。皆自分は業主であるが，自分も労働しなければならない。長い間頑張って生産しているが，営業を改善する方法は知らない。……民国二十七年の塩価は百斤あたり大洋三元七・八角だけであった。……塩水から百斤の塩を作る生産コストを計算すれば，工人の生産時の食糧が一斗以上，燃料が約五百斤余り，給料の支出と生産道具も二元余り必要である。これでは資本に食いこむことになる。……もし食塩の販売が低迷の時期には産量を減らしてはどうなのでしょうか。上がいつも下す命令には毎月の生産定額があり，税収に関わるので，竈民が勝手に産量を減少したら，定額に足りない部分の塩価を賠償することになる。……今年（1941）の塩価は比較的に良い……まだ資本に食いこまない」[21] と述べた。

これは竈民が過去の経営の苦しみを述べる広告であるが，無理やりな生産の辛さを訴えながら，近年の増産政策で，官側の転売が順調ではなかったとしても，以前赤字営業であった業者は官側の良い買収価格のおかけで逆に黒字を実現できたことを述べた。官側はうまく転売できない中にも竈民に増産を催促し，増産確保のために竈民に以前より高い買収金を与え，自らの赤字を増加していくしかなかった。

⑷ 増産政策の失敗と打開策としての官専売制

1942年1月1日，財政部は食塩官専売制の実行開始する法令を公表した。いわゆる官専売制は以前の「官督商銷」の商専売制との相対的な表現である。その意味は先行研究の論述通り「竈民が生産した塩は政府の塩務機関に全部買収される。竈民は必ず定められた時間・数量で塩を交付し，塩務機関も価格通りに買収する。運輸の前に塩を集中し，そして塩務機関が運輸方式・運輸先・数量を定め，官運機関あるいは政府特許の商人により運輸し，最終に官営の食塩発売機関と政府に登記された小売商人により消費者に販売する。……これで，明清以来の塩業において専商により販売権限と販売区を専用した専商制を廃止し，……政府が塩業を全面に統制し，直接に食塩の生産・運輸・分配・販売をコントロールした。これによって政府が市販価格までのコントロールを通じて高額の利益を得た。」[22] というものである。

官専売制を実行する理由について劉徳仁氏は官専売制は以前の一連の管制強化が自然に発展してきたものであり，その目的は更に財政収入を拡大することだと考える[23]。

筆者は官専売制は実行以前の管制強化に基づいて発展してきたものだと考える見解については賛同するが，前述の史料によると官専売制を実行する前，三台塩場は完全に資本に食いこんでいた。商専売を廃止することはひたすらな増産政策の失敗の結果だと考える。即ち，政府は市場を完全にコントロールして消費者に高価・大量の塩を強制的に購買させるしか，赤字を埋められなかったのであり，これこそ官専売制を実行し始めた理由だと考えられる。

官専売制実施の直前の1941年12月24日，三台塩場公署は各塩垣に「官側が買収した塩は大量に積まれている。公家が余りの塩を買収するのは竈民を救済するためである。……現在，買収した塩が多すぎて転売し切れないが，……また巨額の資金で引き続き買収している。……このような買収は救済の本旨に乖離しているため，禁止する」[24] と命じた。前述の塩場の会議において既に指摘されていた過度の買収は数ヶ月を経てようやく停止された。

1941年12月27日，三台塩場公署は塩務総局からの官専売制実行の命令を受け，29日に管轄する各塩垣に命令を通知した[25]。実行してから十ヶ月の後，川北塩務管理局は各塩場に対してこのように命じた。「日常生活の必要品などの商品の増産・運輸・分配については特に関心して実行を催促する必要がある。……増

産した地区は現在の産量を必ず維持して減少してはならない……その分配は……各県・郷・鎮の人口に基づいて需要量を計算し，積極的に各地で販売する。」[26] これから見ると，政府は商専売制を廃止し，行政手段を使って人口数量を以て各地に販売量を割り当てた目的は，現有の増産した産量を削減すること無しに強制的に完売するためであり，それによって以前の過度の増産による赤字を補うことだったのである。

4．結論

上述の三台県の地方塩政公文書から，戦争勃発以来の政府による食塩生産管理の強化と増産政策の実行を見ることができる。政府は増産融資の貸付を通じて生産業者に対する管制と情報把握を次第に強化して，最終的に1942年から実施し始める塩業を完全支配する官専売制を実現した。ただし，先行研究の見方とは異なり，官専売制は増産政策を通じて順調に実現されたものではなく，逆に増産政策は過剰生産に至り，官専売制は増産政策によって生み出された財政赤字を補うために実施されたものだと考えられる。

5　今後の課題

今回の調査において「塩務」をキーワードとして検索したところ，四川省檔案館だけで民国檔案の中に10040巻の塩政公文書があり，毎巻の公文書は数枚から百枚までの數がある。塩政史料は膨大な史料であることを感じた。殘念ながら，各檔案の保存機関は閲覧と複写の數量制限を設定していて，現在の民國時代歴史研究において利用できる地方檔案史料は有限である。筆者は檔案の中に前述の大量の塩政統計図表・帳簿を発見し，数値データを利用して財政史の研究に大変役立てているが，閲覧の數量制限のため今回の調査で入手できた数値データは極めて少ない。閲覧した公文書はほとんど県レベルの公文書であるため，塩政政策を作り出した中央政府・四川省政府の考え，両者の塩政をめぐる関係についてはさらに調査し，研究する必要がある。

本報告書のタイトルについて

この度のプロジェクトは「中国民国時期の四川省における地方塩政の公文書史料調査」というタイトルを以て調査を行った。調査で入手した1911–1949年の民国時期の四川省地方塩政史料を通じ，様々な歴史問題を発見したが，本文で全部展示や詳しく研究することができないので，暫くその中の一つの問題について史料を絞って説明し，ほかの問題を今後の研究で解決しようと考える。したがって，1937–1942年の三台県塩政についての史料だけ利用し，当時の中国における食塩増産政策の問題について論述することにした。

謝辞

今回の調査プロジェクトの申請において林謙一郎先生からご指導をいただいた。また，現地の調査において四川大学の羅宏博士の援助をいただいた。以上の二名及び他の本研究・調査において協力いただいた方々に深くお礼申し上げます。

注

1）劉經華：「抗戦時期国民政府塩務管理体制的変遷」，黄健・程龍剛・周勁編『抗戦時期的中国塩業』，巴蜀書社2011年版121頁

2）繆秋傑：「十年來之塩政」，原文は『塩務月報』第7卷第7期に掲載。『抗戦時期的中国塩業』121頁から引用

3）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号6，第2頁，中華民国二十六年（1937）九月一日

4）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号6，第5頁，中華民国二十六年（1937）九月二日

5）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号11，第4頁，中華民国二十七年（1938）七月四日

6）四川省檔案館檔案：全宗号66目錄号2案卷号2792，第10頁，中華民国二十九年（1940）一月三十日

7）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第17頁，中華民国二十五年（1936）十月十六日

8）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号6，第1頁，中華民国二十六年（1937）八月三十一日

9）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号6，第7頁，中華民国二十六年（1937）九月五日

10）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号6，第14頁，中華民国二十六年（1937）九月十六日

11）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号11，第1頁，中華民国二十七年（1938）四月八日

12）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第2頁，中華民国三十年（1941）五月一日

13）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第11頁，中華民国三十年（1941）四月二十九日

14）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第21頁，中華民国三十年（1941）四月二十九日

15）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第3頁，中華民国三十年（1941）五月三日

16）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第4頁，中華民国三十年（1941）五月三日

17）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第14頁，中華民国三十年（1941）四月二十九日

18）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第15頁，中華民国三十年（1941）四月二十九日

19）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号22，第19頁，中華民国三十年（1941）四月二十九日

20）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号24，第91頁，中華民国三十年（1941）九月三日

21）三台県民国檔案：全宗号6目錄号1案卷号11，頁数無，中華民国三十年（1941）

22）劉德仁 薛培：「抗戦時期国民党統治区塩務芻議」，『抗戦時期的中国塩業』巴蜀書社2011年版，108頁

23）劉德仁 薛培：「抗戦時期国民党統治区塩務芻議」，『抗戦時期的中国塩業』巴蜀書社2011年版，108頁
24）三台県民国檔案：全宗号 6 目錄号 1 案卷号34，第18頁，中華民国三十年（1941）十二月二十四日
25）三台県民国檔案：全宗号 6 目錄号 1 案卷号24，第112頁，中華民国三十年（1941）十二月二十九日
26）三台県民国檔案：全宗号 6 目錄号 1 案卷号35，第52頁，中華民国三十一年（1942）十月十六日